2022.12

和歌山県 NPO ガイドブック

Wakayama Prefecture
Non Profit Organization
Guide Book

NPO ってなに？ 02

マルチステークホルダーと共助社会づくり 03

NPO 法人制度について 04

NPO 法人設立までの流れ 06

NPO 法人設立時によくある質問 07

NPO にまつわる Q&A 08

1998 年 12 月の NPO 法（特定非営利活動促進法）の施行以来、和歌山県内でも数多くの NPO 法人（特定非営利活動法人）が活躍しています。また法人格を取得しなくとも、地域づくりの担い手として活動を進めている NPO も多数あります。地域の住民のみなさんが中心となって地域の課題解決を目指す NPO の存在は今やまちづくり・むらづくりには欠かせなくなっています。

このガイドブックでは、主に NPO 法人の制度や役割などについてご紹介しています。既に NPO・NPO 法人として活動されている方も、これから NPO・NPO 法人をつくろうとお考えの方も、ぜひ、ご覧下さい。

NPO ってなに？

和歌山県では現在 400 近くの NPO 法人が活動を展開しているほか、数多くの NPO・ボランティア団体が活動しています。「地域の課題」を「自分たちの手で解決する」ことを目指して活動する NPO の存在感は年々増しています。まずはじめに「NPO」「NPO 法人」について簡単に取り上げます。基礎知識としてご覧下さい。

NPO とは

NPO は「Non Profit Organization（非営利団体）」の略です。Profit は直訳すると「利益」ですが、一般に「営利」と訳されています。不特定多数の方の利益を増進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている民間団体のことをいいます（ここでは、市民活動とは「市民がおこなう公益的な活動」と捉えています）。

言葉としての「NPO」が認知されるようになったのは 1990 年代後半頃ですが、実際は古くから地域の防災、環境保護や地域福祉、子育て支援、まちづくりなど様々な活動に取り組む非営利団体は多数あります。みなさんのすぐ身の回りにも「NPO」はきっとたくさんあります。

NPO 法人とは

1998 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法（NPO 法）により、民間の非営利活動団体が比較的簡易な手続きで「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という法人格を取得することができるようになりました。

法人格を取得すれば、その団体に民法上の「人格」が与えられます。契約行為を団体名で取り扱うことができるために、個人にかかる負担が軽減されるほか、また団体の財産や団体としての責任などを明確にすることができるようになります。

また法人格を取ると、様々な情報公開の機会を通じて、社会的に認知されやすくなります。

ボランティアとの違い

例えば、個人（有志）が近所の道路や公園の清掃などを善意で行う活動が「ボランティア」です。この活動が定例化し、会の名前をつけたり、メンバーの名簿を作成したり、活動報告をするまで規模が大きくなると「ボランティア団体（グループ）」になります。さらに活動が拡大し、会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりして組織としての形が整えられ、メンバーが替わっても活動を継続して行う団体にまで発展すると「NPO」といえるかと思われます。

ボランティアは「人」、ボランティア団体は個人の「集合体」、NPO はさらに発展して継続的に活動している「組織体」といえます。

NGO とは

NGO は「非政府組織」と呼ばれます。NGO も営利を目的としない活動をおこなっている点からすれば NPO の一種ですが、特に政府などに属さず国際協力活動を行う民間団体が「NGO」として活動を行っています。

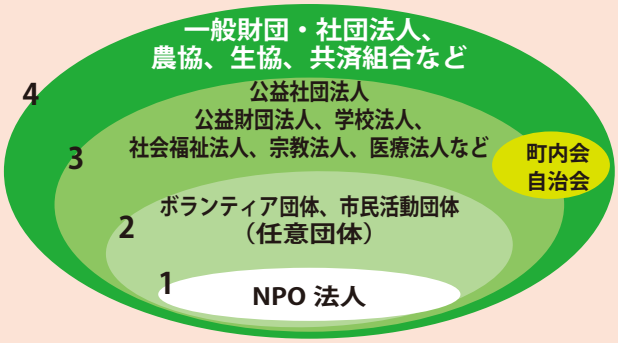

NPO の分類例。様々なとらえ方がありますが、上記 1 が最狭義の NPO、2 が一般的な NPO の捉え方、4 が最広義の NPO と考えられます。

マルチステークホルダーと共助社会づくり

マルチステークホルダープロセス

最近の地域課題は単に行政や企業、NPO などが単独で解決に当たることが困難なものも少なくありません。その課題に関係している複数（＝マルチ）の主体（利害関係者＝ステークホルダー）が意見やアイディアをもちより、互いを尊重しながら解決策を探る動きが増えてきました。これをマルチステークホルダー・プロセスといい、地球規模の課題解決から、地域の課題解決まで、幅広い分野で応用ができるとして、期待されています。

NPO と行政や企業と共助社会づくり

これからの地域づくりは自助や公助のほか、NPO や行政と企業が連携して行われる「共助」による取組も重要であると考えられています。

NPO・行政・企業等がそれぞれ有する専門性やノウハウ等の力を合わせて、共通の目標に向けて取り組むことで、活動の中身がいっそう充実することが期待できます。

そのためには、相手の行動原理や事業遂行のしくみを互いに理解し、関係者がそれぞれに責任分担しながら進行することが大切です。

「共助社会」（地域共生社会といわれることもあります）のイメージ

人口減少にともなって、地域づくりはこれまで以上に厳しい状況になることが想定されています。地域を構成する様々な主体が「単独で地域づくりに取り組む」のではなく、「複数の主体が連携・協働して地域課題解決を図る」などの取り組みが求められるようになっています。

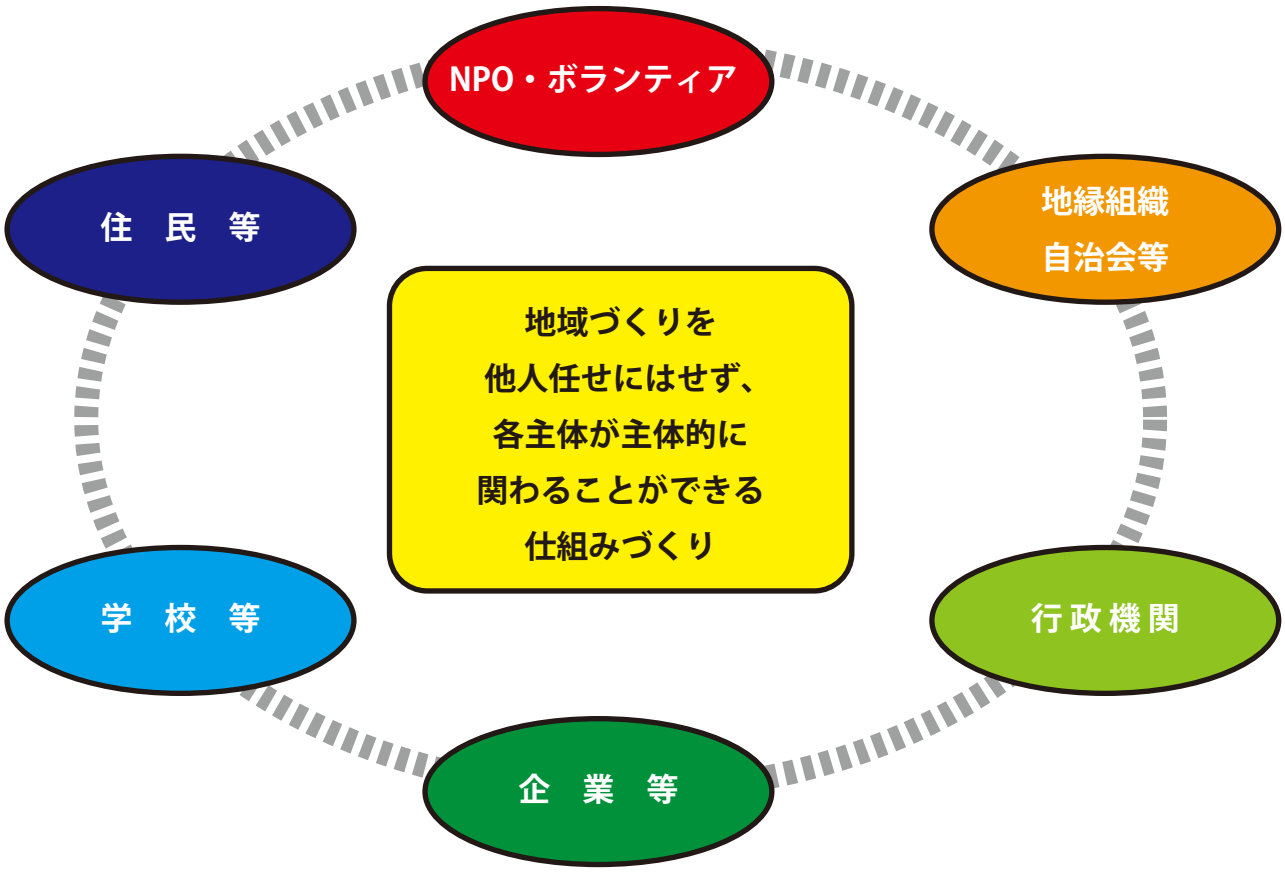

ここに記載している「主体」はほんの一例です。

NPO 法人制度について

NPO 法人（特定非営利活動法人）を設立するには所轄庁の認証が必要です。設立認証申請書類を所轄庁（和歌山県に主たる事務所を置く場合は和歌山県庁）に提出し、審査を経て認証を受けたのち、法務局で登記をすれば NPO 法人設立となります。NPO 法人になるとできることと、義務として課せられることを十分把握して NPO 法人の設立を検討してください。

NPO 法人になるための基準（1）

NPO 法人格を取得するためには大きく 2 つの基準があります。1 つめは、団体の活動が NPO 法に定める 20 分野の活動のうちいずれかに該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていることです。

20 の活動分野は以下の通りです。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ 複数の活動分野を掲げても構いません。
※ 20 については 2022 年 12 月現在、和歌山県では条例で定められた活動はありません。

NPO 法人になるための基準（2）

NPO 法人格を取得するための 2 つめの基準は以下の 8 つの条件をすべて満たすことです。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと
- 役員（理事・監事）のうち報酬（役員としての報酬）を受ける者の数が、役員総数の 1/3 以下であること
- 宗教・政治活動を主たる目的とするものでないこと
- 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- 暴力団でないこと、暴力団やその構成員等の統制の下にある団体でないこと
- 10 人以上の社員（総会で議決権を持つ人）を有するもの

NPO 法人ができること（1）

法人格を取得することで、法人名義で様々な契約行為をすることができます。法人格がない団体（任意団体）は代表者など個人が契約することとなるため、責任が個人に集中しがちですが、NPO 法人は団体として契約しますので代表者と団体の責任関係が明確になります。

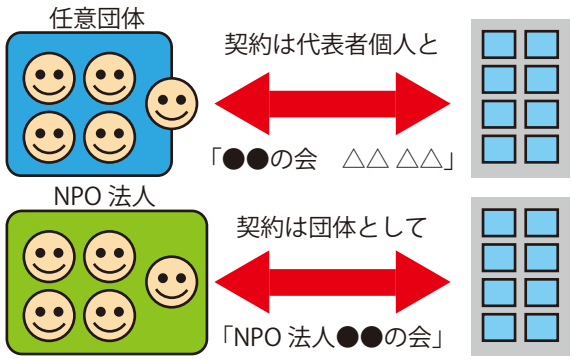

「法人」とは「人格」をもった団体のこと。人が生まれると出生届を役所に提出するように、法人は法務局に設立登記をします。また、人が権利を得て義務を負うように、法人も権利を得て義務を負います。社会的責任を果たすことが法人として大切なことです。様々な権利と義務を十分理解し、地域に対して責任を果たすよう、心がけて下さい。

NPO 法人ができること（2）

定款で定めることにより、「その他の事業」として、特定非営利活動に係る事業以外の事業をおこなうことが可能です。その他の事業の収益は全額 NPO 活動に充当することで、NPO 法人の収益面の支えとすることができます。

【例 1】子どもの育成をする NPO 法人が、和歌山県の農産品を販売し、その収益金を子どもの育成事業に活用する

【例 2】まちづくりに取り組む NPO 法人が、事務所の前に自動販売機を設置し、販売手数料収入をまちづくり事業に活用する

もちろん、特定非営利活動に係る事業で収益をあげることも認められていますので、すべての団体がその他の事業を行う必要はありません。

なお、NPO 法人は定款に定めていない事業をおこなうことはできません。新たに事業を行いたい場合は定款変更をしなければなりません。

NPO 法人と収益活動

「NPO 法人は非営利だからお金儲けはできない？」という声を聞きますが、「非営利」は剰余金（利益）を構成員に分配することができないことを指します。

活動を継続的におこなうために必要な経費を、会費や寄附金だけではなく、事業収入でも獲得することを是非ご検討下さい。それにより法人税や消費税等が発生することもありますが、それだけの義務を果たして活動を安定させることを選択される団体は長続きする傾向があるようです。

なお NPO 法人に職員を配置することは、法人の運営や事業活動を円滑に進めるのに必要なことであり、有給の職員を雇用することも問題はありません。

NPO 法人の義務

いくら非営利といえども法人ですので、法人としての納税の義務が発生します。法人住民税（法人県民税と法人市町村民税）は NPO 法人も課税の対象となります。

また特定非営利活動に係る事業であっても、その事業が「法人税法上の収益事業」である場合（詳細は 10 ページ）は、法人税の課税対象となります（これに該当しない場合は、法人県民税・市町村民税担当課への申請により、法人県民税・市町村民税の均等割が免除・減免されることがあります）。

また、所得税の源泉徴収の義務のほか、収入額や収入の内容などの条件により消費税の課税対象にもなることがあります。詳しくは税務署等にご確認下さい。

ほかに NPO 法人に課せられる義務として以下のようなものがあります。

- NPO 法や定款に沿った運営をすることが求められます。総会を年 1 回以上開催することのほか、事業報告・役員変更・定款変更等の届出・申請が必要です。
- 定款などを事務所に備え置くとともに、事業報告書等の情報公開が必要です。
- NPO 法に基づき、事業年度終了後 3 ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出する必要があります。これはインターネット等で公開されます。また、貸借対照表を定款に定めた方法で公告しなければなりません。
- 組合等登記令による義務として、法務局へ必要事項の登記と、登記事項（事業や役員に関する内容を含む）に変更があった場合は、変更があった日から 2 週間以内に変更登記が必要です。役員の再任も登記事項の変更になりますので、役員改選のたびに変更登記が必要になります。
- NPO 法人で職員を雇用した場合、一般の会社法人同様、所得税の源泉徴収のほかに労働保険等への加入などが義務として課せられます。
- マイナンバーの取り扱いや個人情報保護などへの対応が求められます。

NPO 法人設立までの流れ

NPO 法人設立の際に必要な書類や手続きの流れをご紹介します。

設立認証に必要な書類のひな形については、和歌山県のホームページでダウンロードできます。記載例も掲載していますので、ご自身で作成いただくことも可能です。それぞれの書類の中身を十分に理解して作成されると法人運営にも役立ちます。

NPO 法人設立認証に必要な書類

申請時に提出する書類は、次の 11 種類が NPO 法で定められています。

- 設立認証申請書（県所定の様式）
- 定款
- 役員名簿（氏名・住所・報酬の有無を記載）
- 就任承諾書及び誓約書のコピー
- 役員の住所または居所を証する書面（住民票等）
- 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- 確認書（宗教・政治活動を主たる目的にしないこと等）
- 設立趣旨書
- 設立についての意思の決定を証する議事録のコピー
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

ひな形は和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」のリンクから入手できます。

NPO 法人設立認証申請までの流れ

1. NPO 法人制度を十分把握し、検討する

法人化することで事務量が確実に増えます。メリットとともに果たすべき責任と義務を総合的に判断し、NPO 法人化が適切かどうかを検討します。設立趣旨も明らかにします。

2. 役員体制、会員種別などを検討する

法人の社員（総会で議決権を持つ人のことで 10 名以上必要）・役員（理事 3 名以上・監事 1 名以上）の体制、会員制度（「正会員」「賛助会員」など） を検討。

3. 事業内容、予算などを策定する

設立認証時には設立初年度と翌年度の 2 カ年分の事業計画書・活動予算書の作成が必要。

4. 定款を作成する

5. 設立総会を開催する

オンライン総会も可能です。

6. ほかの書類を準備する

総会議事録をはじめ、認証申請に必要な書類を作成。

フロー図

NPO 法人設立認証に関する大まかな流れを右図にまとめました。

法人設立申請に関するご相談は和歌山県 NPO サポートセンターでお受けしています。

認証の手続きは和歌山県庁がおこないます。

認証後は法務局での法人登記が必要です。登記手続きについては事前に法務局等でご確認下さい。

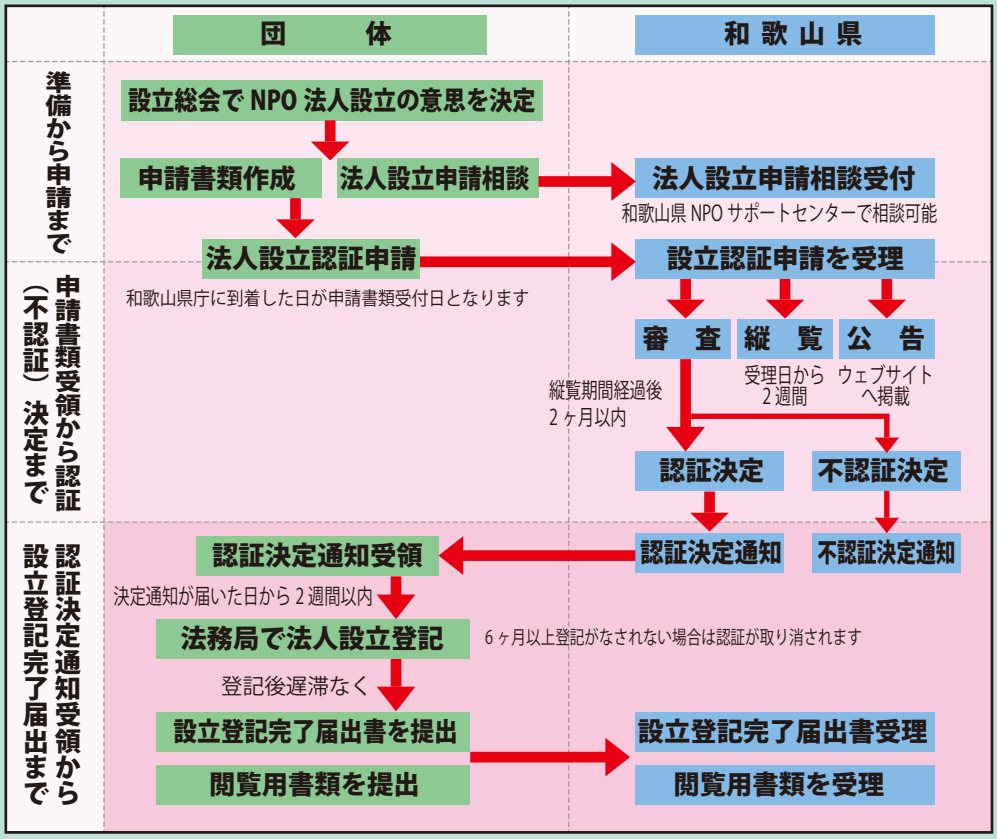

NPO 法人設立時によくある質問

NPO 法人設立を検討されている方から、和歌山県 NPO サポートセンターや和歌山県庁によく寄せられるご質問を Q&A 方式でまとめました。

なお、Q&A はわかやま NPO 広場（https://www.wakayama-npo.jp/）にも掲載しています。このほかのご質問がありましたらお気軽に和歌山県 NPO サポートセンターへお問い合わせ下さい。

● NPO 法人になるにはお金がかかりますか？

NPO 法人を設立するのに資本金は必要ありません。また、認証申請そのものには費用は一切かかりません。必要書類を自分たちで作成すれば、きわめて安価な費用書類のコピー代や書類の発送代、消耗品費などの実費程度）の負担で NPO 法人の設立認証を申請することが可能です。

ただ、設立後に登記簿謄本を取得するときに収入印紙が必要ですし、法人の印鑑等も必要です。1 円もお金がかからないというわけではありません。

● NPO の法人格は「行政のお墨付き」なんですか？

「認証」は、NPO 法人は行政に活動が認められた、というものではありません。書類に不備がなく、NPO 法などの関係法令に抵触する点がなければ、基本的に認証されることとなっています。

市民に認証申請書類の縦覧期間を設けているのは、市民が NPO 法人を育て、市民が主体的に地域の課題解決に参画できるように、という NPO 法の趣旨に則ったものです。

●NPO 法人になれば助成金や補助金が得られるのですか？

助成金や補助金等の申請要件に法人格の有無が問われることはありますが、NPO 法人となることですぐに助成金や補助金の対象になることはありません。助成金や補助金等は、あくまでその団体がおこなう活動に対して支給されるもので、活動の内容が評価されることが前提です。

● NPO 法人の財源は？

ほとんどの NPO 法人は会員制度をとり、活動に賛同してくれている方からの会費や寄附金を主な収入源としているようです。また積極的に収益事業を展開している NPO 法人もあります。

さらに、介護保険制度や障害福祉サービスに基づく事業を行っている場合は事業に応じた収入がありますし、助成事業や補助金事業、行政からの受託事業を展開している場合は受託事業費などの収入があります。

バランスのとれた財源を確保し、安定した事業運営を目指すことが必要です。

● NPO 法人は特定の個人や団体に寄附できますか

NPO 法第 3 条に「NPO 法人は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない」とされていますので、特定の個人や団体に寄附することは認められません。

● NPO 法人の役員になるための制限はあるの？

法律上、以下の方は役員（理事・監事）になることはできません。

（1）破産者で復権を得ない者、（2）禁錮以上の刑に処せられ、2 年を経過しない者、（3）暴力団の構成員など。

また、親族については配偶者もしくは 3 親等以内の親族は 1 人を超えて含まれないこと、または役員総数の 1/3 を超えないことという制限があります。

【例】役員の総数が 6 人以上の場合に、本人以外に配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人まで役員になれます。

監事は、理事やその法人の職員を兼ねることが禁止されていますが、理事についてはこのような規定はありません。法人の職員が理事になることは可能です。

● 複数の NPO 法人の役員は兼務できるの？

それぞれの法人で役員としての職務を担うことができるのであれば、問題はありません。

● 介護保険サービス事業・障害福祉サービス事業をしたい

NPO 法人として介護保険・障害福祉サービス事業を行う場合は、NPO 法人の各種届出とは別に申請が必要です。

介護保険サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所指導監査課）、障害福祉サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所障害者支援課）が窓口となっていますので（2022 年 12 月現在）、そちらにお問い合わせください。

なお、定款第 5 条（事業）に当該事業名を盛り込まなければならない場合がありますので、ご注意下さい。

NPO にまつわる Q&A

ここからは NPO 全般にまつわる Q&A をもう一段掘り下げてご紹介します。NPO とひとくちにいっても様々なジャンルがありますし、団体の人数や構成、形態などもまちまちで非常に多彩なのが特徴でもありますが、それが逆に NPO ってわかりづらい、といった声につながっているのも事実。NPO についての疑問を少しでも解消いただき、日々の取り組みに活かして下さい。

「非営利」ってなに？

非営利は、非収益や非報酬のことではなく、株式会社のように、利益を構成員で分配しないことを指します。仮に剰余金が発生した場合は翌期に全額繰り越し、事業に役立てることになります。

活動をするのには消耗品費や交通費・通信費などのほか、事業を円滑に進めるために必要な事務所運営経費や場合により人件費など、様々な費用がかかります。会費や寄附金収入だけではなく、事業収益や補助金・助成金収入などを積極的に得ることは、NPO の継続的・安定的な運営にとって欠かせません。

法人税がかかることを必要以上に警戒している団体も見受けられますが、組織の持続・発展には法人税を支払うくらいの収益事業の展開や、経営の感覚を持つことが必要と思われます。

法人格はとるべき？

すべての団体に法人格が必要とは限りません。団体にとって法人格という「手段」が役に立つかどうかによります。法人格は、社会に貢献したいという思いを形にして実現するための手段といえます。

比較的自由に活動できる「任意団体」と違い、法人になる「権利」を得れば、それに伴う「義務」（法に沿った運営、情報公開、納税など）も生じますし、運営に関する事務量も増えることが想定されます。

したがって法人化は、今後団体がおこなう活動内容、事務局体制、活動の継続性、期待できる成果、想定される事務作業等を踏まえながら、団体内で充分に検討し、理解することが必要です。法人格を取得せず活発に活動をおこなっている団体も多数あります。

「認証」ってなに？

よく NPO 法人の設立について「認可」という表現をとられる方がいらっしゃいますが、NPO 法人の設立は「認証」です。「認証」とは、法律等に沿った形で書類が作成され、正当な手続きが行われていることを公の機関が認めること。NPO 法人の主たる事務所を置く都道府県や政令指定都市が認証の担当となります。NPO 法人では設立だけではなく、定款の重要な条文変更にも所轄庁の「認証」が必要です。

認証の際には、市民のみなさんに認証申請内容を見ていただくことができる「縦覧」を 2 週間おこなうこととなっていますが、これら一覧の手続きを経て問題がなければ、原則として認証しなければならないことになっており、「認証」は「認可」よりも簡易な手続きといえます。

活動を知ってもらうには？

NPO が社会のためにどんなにいい活動をしていても、みなさんがその活動や情報を知らなければ、NPO のことを理解することはできません。

NPO の情報発信手段としては、チラシやマスコミへのリリースのほか、Web サイトやブログ、ソーシャルメディアなどインターネットによる発信が増えています。

NPO はとかく、想いを訴えたいがあまり、活動の趣旨が伝わりにくい広報に陥りがちです。想いが一般の方に簡潔に伝わる、見やすい広報を心がけるといいかと思われます。第三者に広報物をチェックしてもらうのも効果的です。

和歌山県 NPO サポートセンターや県内の市民活動支援施設の情報発信媒体もぜひご活用下さい。

活動資金の集め方は？

2022 年に和歌山県 NPO サポートセンターが県内の NPO・ボランティア団体を対象に実施した調査では、団体の課題として「資金難」を挙げる団体が約 4 割にのぼっていました。

活動資金を会費や寄附で集める場合は、団体の目的や活動などをわかりやすくまとめたリーフレットなどを用いて、依頼するのが効果的と思われます。またウェブサイトや NPO データベースなどでの情報公開のほか、日常の活動をニュースレターやインターネットなどを通じて随時発信するのも団体への信頼感を高めるうえで重要です。

助成金や補助金の獲得を目指す場合も、おこないたい事業を簡潔に記載できるよう、日頃から団体のプロフィールや活動内容をとりまとめておくと便利です。

職員を雇用したい

NPO 法人として職員を雇用することはできます。雇用に関する取り扱いは一般企業等とほとんど変わりません。

職員を雇用すると、労働条件にもよりますが、労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（協会けんぽ・厚生年金・児童手当・介護保険）などに加入する必要があります。これらは個人給与から控除する費用に加え、法人負担も必要ですので、人件費積算の際にはお忘れなく。また所得税の源泉徴収も必要です。

さらに、労働基準法など関係法令にならった適切な人事管理が必要です。就業規則、賃金規程など諸規程の整備も求められるようになります。

NPO 法人の役員は無報酬であることが多いこともあり、役員と有給職員の間の意識のズレが起こりやすいのも事実。定期的な意見交換の場を設けるなど、NPO 法人の役職員が一丸となって、NPO 法人が掲げるミッション達成に向けた取り組みを進められるよう、組織運営の工夫を図るのが望ましいと思われます。

NPO について知るウェブサイトは？

和歌山県内の NPO について知るには、まず和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」（https://www.wakayama-npo.jp/）をご覧ください。NPO にまつわる様々な Q&A やよくある質問、和歌山県内の NPO 法人などの Web サイトのリンク集や県内 NPO・ボランティア団体データベース、イベントや助成金等に関する情報、和歌山県認証 NPO 法人の一覧ページ、和歌山県庁による NPO 法人の様々な手続きに関する書類の様式や記載例を掲載したダウンロードページへのリンクもあります。ぜひ、お使いのブラウザのブックマーク（お気に入り）に登録して下さい。

また、行政による NPO 支援施策の情報は和歌山県庁県民生活課 Web サイト（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/）をご覧下さい。こちらでは、和歌山県の NPO 関連予算の一覧、和歌山県内市町村から寄せられた NPO 支援方策や支援施設の状況、NPO との協働事業（委託・補助・その他）の実績などが確認できます。

さらに全国の情報は内閣府 NPO ホームページでご覧いただけます（https://www.npo-homepage.go.jp/）。

NPO の活動には様々な「情報」が資源として欠かせません。様々な手段を駆使して、情報を入手して下さい。

給与は支払ってもいい？

NPO 法人で働く職員に対して、労働の対価としての給与を支払うことについては法的な制約はありません。通勤費や勤勉手当のような手当を支払うことも問題はありません。

NPO 法人の役員に対して、役員を務めたことに対する報酬を支給することについては支給対象者は NPO 法により、役員総数の 1/3 までと定められています。職員を兼ねている役員の場合、労働の対価としての給与を支払うことについては差し支えありません。ただし、理事長など役職がある理事については、雇用保険は加入できないのが原則とされていますので、ご注意下さい。

収益事業とは？

NPO 法人は「原則非課税」なので、収益を得る事業すべてが課税対象になるわけではありませんが、① 法人税法に定める 34 業種の事業を、② 事業場を設けて、③ 継続しておこなう、の 3 つの条件を全て満たす事業は法人税の課税対象となり、税務署等への申告・納付等の義務が発生します（一般に「税法上の収益事業」などと呼ばれます）。非営利事業といえども、他の法人格との不平等をなくすためにこのような規定になっているといわれています。

その事業が「税法上の収益事業」に当てはまるかどうかの判断は事業の実施形態によるほか、例外もありますので、税務署等にお問い合わせ下さい。

「その他の事業」とは？

NPO 法人は定款に定めがあれば、「特定非営利活動に係る事業」以外の収益事業をおこなうことができます。これを「その他の事業」と呼びます。

「その他の事業」で得られた利益は全額を特定非営利活動に係る事業に繰り入れることが必要です。また特定非営利活動に係る事業の収入規模よりもその他の事業の収入規模が大きくならないようにしなければなりません。

また「その他の事業」でも税法上の収益事業に相当する事業を実施した場合は、法人税の課税対象になります。

NPO 法人が継続して、かつ、他の NPO や行政・企業などと手を携えながら地域課題解決に向けてチャレンジをおこなうためには、組織としてしっかりとした事務基盤を有することが重要です。

職員を雇用する・しないに関わらず、法人の事務を着実に進めることは、NPO 法人の信頼性を高めるだけでなく、10 年、20 年と組織を維持していくために欠かせないことです。

委託事業は課税対象？

NPO 法人が行政等から事業を受託するケースが多々ありますが、事業の受託は法人税法上の「請負業」に当たるケースが多いといわれています。

一方で委託事業のなかには、事業終了後の費用精算時に剰余金が出た場合、差額の返金や契約を変更するなどして、かかった実費しか入金されないケースもあります。この場合は「実費弁償」といい、税法上の収益事業から除外されることがあります。

委託事業の実費弁償については NPO 向け会計関連書籍などでも紹介されていますし、税務署向け通達も発表されていますので、参考にしてください。

ちなみに、補助金収入や助成金収入は法人税非課税になるケースが一般的ですが、使途等により例外がありますので、注意が必要です。

事業費と管理費とは

NPO 法人の会計は原則として、事業に直接かかった費用を示す「事業費」と、組織の運営にかかった費用を示す「管理費」の 2 つに区分し、事業費・管理費のそれぞれをさらに「人件費」と人件費以外の各種費用を示す「その他費用」に区分します。

NPO 法人は「非営利事業を実施する」主体であることから、事業費支出の総額が管理費支出の総額を上回ることが求められています。

会計ソフトの仕様によって、人件費をすべて管理費に含めてしまうものもありますが、事業に直接関わった方の人件費は事業費に計上する必要がありますので注意が必要です。事業費と管理費に共通してかかる経費は合理的な基準に基づいて按分してください。

NPO 法人への寄附は控除対象？

一般の NPO 法人に寄附をしても、寄附金控除などの対象にはなりません。

NPO 法人のなかで寄附金控除の対象となるのは認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人に限られています。

NPO 法人が寄附を受けたら

NPO 法人が寄附を受けた場合は、寄附者への領収書発行やお礼状などの謝意を届けるだけではなく、ニュースレターやチラシの送付など、法人の日常的な活動をお伝えして、その後も引き続き活動に共感を持っていただけるような工夫をするといいと思われます。

寄附者名簿を作成しておき、住所や名前などのほか年月日や寄附のきっかけなどを記録しておくと寄附の傾向をつかめるのでおすすめです。

寄附いただいた方のお名前を会報誌などでご紹介する団体もあるかと思いますが、なかにはいろいろな事情で寄附したことを一般には公開されたくないという方もいらっしゃいますので、ご本人の承諾を取ってからにしたほうがよいでしょう。

認定 NPO 法人ってなに？

NPO 法人のなかで、公益性が高く、幅広く寄附を集めていること、組織運営や事業活動が適正であることなどが所轄庁に認められた団体を「認定 NPO 法人」といいます。

認定 NPO 法人がおこなう「特定非営利活動にかかる事業」に対して寄附をした場合、確定申告により、寄附金控除が適用され、所得税や住民税の一部還付を受けられるほか、法人が寄附した場合は損金処理できる寄附金の上限額が引き上げられます。また、相続財産を寄附した場合の相続税優遇や「みなし寄附金」制度といった税制上の措置もあります。

寄附の実績以外の要件を満たす団体に対して、特例的に認定する「特例認定 NPO 法人」の制度もあります。特例認定 NPO 法人の行う「特定非営利活動にかかる事業」への寄附金も寄附金控除の適用となります。ただし相続税優遇などの適用はありません。

認定 NPO 法人になるには？

認定 NPO 法人になるための条件は以下の 9 つが定められています。

1.「パブリック・サポート・テスト (PST)」に適合すること（特例認定は除きます）
2. 事業活動において共益的な活動の占める割合が 50% 未満である
3. 運営組織及び経理が適切である
4. 事業活動の内容が適正である
5. 情報公開を適切に行っている
6. 事業報告書等を所轄庁に提出している
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない
8. 設立の日から 1 年を超える期間が経過している
9. 欠格事由のいずれにも該当しない

PST とは年間 3,000 円以上の寄附を 100 名以上から集めていること（絶対値）、もしくは経常収入金額に占める寄附金等の割合が 20%以上（相対値）のどちらかを満たしていることを判定する指標です。

実際の認定申請の際には、上記の条件を客観的に証明できる書類の作成・提示が必要です。例えば寄附者の住所や氏名、入金日や寄附額が記された「寄附者名簿」、運営組織や経理が適切に行われていることを調べるための「役員報酬規程」や「給与規程」「総勘定元帳」などが挙げられます。また公認会計士もしくは監査法人による監査か、青色申告法人と同等の帳簿がつけられていることも必要です。

特例認定 NPO 法人は、法人設立の日から 5 年を経過しておらず、かつ過去に認定もしくは特例認定を受けたことがない法人が申請することができます。上記のうち 1 以外の条件を満たせば特例認定が受けられます。

なお、**会費は一般的には PST の判定上、寄附金の額として取り扱うことができません。ただし、会費という名目でも対価性が認められない会費は、PST の判定上、寄附金として取り扱えます。**

認定・特例認定 NPO 法人を目指す場合は、資料作成等にかかる事務量の増加に注意が必要です。また、継続して寄附を受け入れるためのプログラムづくりを進めることなども求められますので、法人としてじっくりと検討する必要があります。

認定・特例認定 NPO 法人の制度などについて詳しくは和歌山県発行の「認定特定非営利活動法人制度の手引き」などをご確認下さい。また、認定・特例認定を目指す場合は事前に所轄庁に相談下さい。

ご利用ください

和歌山県 NPO サポートセンター

和歌山県 NPO サポートセンターは県民のみなさんの NPO・市民活動を強力にバックアップします！

〒640-8319　和歌山市手平 2-1-2　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9 階
TEL　073-435-5424　FAX　073-435-5425
URL　https://www.wakayama-npo.jp/　E-mal　info@wakayama-npo.jp

開館日・受付時間　平日・土曜日　9:00 ～ 20:50（21:00 施錠）　日曜日　9:00 ～ 17:30（17:30 施錠）
休館日　毎週月曜、祝祭日、12 月 29 日～ 1 月 3 日

■サークル活動室

NPO 活動を支援する様々な事務機器を備えています（一部実費負担が必要な機器があります）。

各種機器のご利用には「利用団体登録」が必要です。
民間非営利活動をおこなっていることが条件となります。
お申込み・お問い合わせは NPO サポートセンターにお知らせ下さい。

■相談スペース

NPO 法人設立や運営など、NPO にまつわる様々なご相談に応じています（事前予約制）。
ポスターや垂れ幕などの印刷ができる長尺プリンタのご利用も可能。掲示板にも情報たくさん！

■会議室

無料で利用できる会議室が 3 室、一時保育ルームが 1 室あります。会議室は同じフロアの「和歌山県男女共同参画センター」が管理しています。

■ウェブサイト・メールマガジン

和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」でイベントや助成金情報を配信しています。毎月 2 回発行のメールマガジンの配信をご希望の方は右の QR コードから登録いただけます。

和歌山県 NPO ガイドブック（第 6 版）　2024 年 4 月 1 日発行

編集：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター
〒640-8331　和歌山市美園町 5-6-12
TEL　073-424-2223　FAX　073-423-8355　URL　http://www.wnc.jp/
改訂：和歌山県 NPO サポートセンター